

それも要請する。調査保護については調査のための予定期間を告知し、その間の諸調査や関係者への事情聴取の予定も告げ、その期日をもってあらためて一時保護を継続するかどうか決定することを伝える。

一時保護は、子どもの意志によるものではなく、児童相談所が一時保護の判断をしたこと、「家庭から身柄を分離した状態で調査を行う必要がある」こと、行政不服審査請求対象であることを教示する。また子どもの意志による保護ではないため、あるいは子どもの状態・行動像によっては、子どもが一時保護所から無断外出するおそれがあることについても、あらかじめ説明しておく。

一時保護の告知事項

- ①この一時保護は児童福祉法第33条に基づく職権保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護の場所については適切な時が来たら告知する。
- ②誰からの干渉や影響も受けないで子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する。子どもの安全が確認されない限り家庭には返せないが子どもの安全について責任ある保護者としてこの保護と調査に協力してほしい。
- ③調査は本人への面接調査、心理検査、婦人科・児童精神科等の医師の診察、保護者・家族・関係者への調査を行う。
- ④調査状況、本人の状況は隨時保護者に伝え、それに合わせて保護者への事情聴取も行う。子どもの被害状況の内容によっては警察への連絡、通報、告発もあり得る。
- ⑤一定の調査が一段落したら、その時点で事後の方針を立て、児相として保護者とも協議する。概ね調査の期間は3週間程度である（3週間だったら子どもを返すのではない）。
- ⑥保護者には子どもの一時保護に対する行政不服審査請求の権利がある。行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う（教示文書面で内容を周知・確認）。子どもの年齢・行動像に応じて以下も伝える。
- ⑦子どもを一時保護している環境には様々な子どもが生活しており、その生活環境については最大限専門的な対応を行っているが、子ども自身の行動や周囲の人間関係等においてトラブルが起こる可能性が全く無いとは言えない。何らかのトラブルが生じた際には速やかに保護者にも伝える。

面接の場所は通常、児童相談所に設定する。保護者によっては自宅や指定する場所への訪問を要請する場合があるが、それ自体が一時保護をめぐる主導権争いの条件闘争になる場合があり、不測の事態も想定して児童相談所等、公的な場所で面接を設定することが妥当である。例外的には警察署長への援助要請による警察官の同行支援による家庭訪問もあり得るが、本来の警察署長への援助要請は子どもの身柄の安全確保のために要請されることであり、子どものいない家庭への保護者との面接のための訪問についての援助要請は例外的な運用となる。併せて児童相談所での保護者の暴力的威圧や一方的な攻撃に対して、退去命令等での対処を警察に依頼するのは一般警察活動としての依頼となる。

一時保護についての告知面接の際の留意事項として、面接者は児童相談所の姿勢・判断を保護者に明確に伝え、率直に対応すること、想定される様々な事態についても可能な限り隠すことなく（秘密には加担せず）全てを示して話し合う姿勢が必要となる。子どもの身に生じているかもしれない危険について何が心配されるのか、どうしなければならないか、冊子^{*}を提示しながら性暴力被害の阻止と支援の重要性について説明する。対応者側は、たとえ保護者がひとりで来所しても複数対応を原則とする。子どもが一時保護を望んだのか、同意した上で保護したのかという質問に対しては、一時保護の要否判断は児童相談所の判断として行い子どもの意向や承諾を前提にするものでは無いと伝えることも重要である。

* 児童相談所における性的虐待対応ガイドライン2011年版に付属する資料中に、一時保護の告知時点での保護者向け説明パンフレットがある。

1－3 関係機関への説明

ア) 一時保護を実施した場所が子どもの所属機関である場合

子どもの所属機関が、子どもの安全に重大な疑いがあることを把握したら、通告義務が生じる。通告者は保護者に事前に通告することを告知する義務はない。ただし、子どもの安全が一時保護によって確保された後、保護者に「あなたの子どもの安全について、心配な状態があり、法的な義務により児童相談所に通告した。児童相談所の判断により、子どもは保護された。児童相談所から連絡があるので対応してほしい」と伝えることが望ましい。通告後の対応は、児童相談所の判断・権限によるので、保護者には児童相談所と話し合ってほしいと伝えてもらう。また通告の経過、一時保護となった理由、子どもが学校で話した内容などは最小限度にシンプルに伝えてもらうよう、告知の内容についても確認をとっておく。性被害事実の情報管理については、子どもがその後の生活（復学等）に支障のない範囲の周知にとどめてもらうように要請し、今後の展開に合わせて、子どもへのケア・支援の協力について協議の場の設定をお願いすることになることも伝えておく必要がある。

イ) 一時保護を実施した場所が子どもの所属機関ではない場合

関係機関には、一時保護を実施したことの報告を行い、対応経過や、通告対応後の通告者へのフィードバックの内容について共有する。しかし、性的虐待の場合の関係機関への調査の際は、情報管理について、他の虐待と同様、徹底しておく必要があるものの、性被害情報はセンシティブな情報であるため、情報共有する関係機関の職員を限定するなど慎重な対応が必要である。そして、今後の子どもへのケア・支援についての協力依頼及び協議の機会を設定する要請が必要である。

2. 入所面接

子どもは保護に際して、子どもの意向を保護の判断に関与させない前提で「児童相談所の判断で一時保護になりました。」と突然宣言され、「さあ、行くよ」で、一時保護所に連れてこられる状態である。このような状況から子どもが受けているであろう分離によるショックを受けとめ、安全・安心の実感を保障する。まずは、保護所に来た事をねぎらう。また、面接の時間は子どもの負担も考慮し30分以内程度に納める工夫も必要である。

2－1 一時保護所職員との最初の出会い

「〇〇さん、こんにちは。よく來たね。私は一時保護課の△△です」「〇〇さんは一時保護所で生活することになったのであ話をきました。」等で留め、決して児童に対し「〇〇さんが辛い思いをしていると聞きました」のように「辛い」「悲しい」「嫌な」等、感情を代弁するような言葉は使わない。しかし、子どもが「辛かった」「嫌だった」と自分から言ってきた時は「うん」と頷くが同情する様な感情は入れない。淡淡とそれでいて包み込むような優しい「うん」で頷く。

2－2 調査保護の場合、インターク面接で虐待内容には触れない

一時保護所入所時のインターク面接では、一時保護所職員のみによる実施ではなく、必要に応じて児童福祉司が同席により、児童福祉司から「児童相談所の判断で一時保護所に来ることになった〇〇さんです」とシンプルに一時保護の経過理由を申し渡す方が望ましい。こうすることで一時保護職員が「どうして一時保護になったか」と、あらためて子どもから被害に関する質問を繰り返さないでなくなる。性的虐待による調査保護の入所の場合は通常の一時保護のように入所理由を子ど

もに確認する必要はない。また、「〇〇さんが来た理由は知っています」「この事は私しか知りません」など決めつけの言葉は使わない。また、児童福祉司から「安全のため」「調査のため」の詳しい説明をすると、何が理由（性被害かその疑い）で保護されたのか、子どもの目の前で保護所職員がその理由を知ることになる。調査保護で被害事実確認面接がなされる前の段階で、一時保護所職員は、子どもの面前では性被害の疑いで保護されたということをまだよく知らない存在「この人は私（被害児）が何でここに来たのかを知らないのかな？」ぐらいの立ち位置であることが望ましい*。

* ただし、はっきりと子どもが被害を訴えた上で保護した場合、性暴力被害や性的搾取被害から保護された子どもの場合には、初頭からのインフォームドトラウマケアの設定が必要かつ効果的であり、そうしたケア体制が設定される場合には上記と異なる体制整備が必要となる。

2-3 入所時面接実施（一時保護所ルールの説明）

児童が泣いてインテークできない時、面接者を拒否してしまう時も「保護所で生活するために必要な事を教えて。〇〇さんの好きな食べ物はなに？教えて。アレルギーや喘息、アトピーとかはある？教えて。」と淡々と話す。声を張ったり元気づけようと明るく振る舞う必要はない。保護所の生活の中で必要な情報だけを聞く姿勢をとる。質問を通して何か虐待に関する色々な情報を得ようとしない。言葉で答えなくても首を振ったり頷いたりするだけで良しとし、一時保護児童入所時調査票（子どもの予防接種歴やアレルギー・服薬・既往歴などの身体状況、ADL等について聞いていくシート）の項目に沿って進める。また、生理について、初潮、最終生理、周期は必ず聞く。性器挿入の情報があった時には、BFとの関係、性交渉経験はさらりと聞くのが望ましく、子どもの状態によっては無理に聞くなくても良い。生活の場の職員が生活に必要な情報を聞いているのであって性的虐待の内容の話を聞いているのではない事を示す。

子どもの状態が不穏であったり、その他の理由で集団生活グループに入れられない、保護に納得しておらず顔もあげず面接者を拒否している等の場合には、日課、生活のルールについて淡々と説明する。この段階では「本当は来たくなかったんだよね」などの声かけはしない方が良いことが多い。

突然の保護というショック、被害にあっていった生活から分離されたことに関して葛藤を感じている部分には巻き込まれず、「生活する場所に行きましょう」というメッセージで声をかける。児童の状態で集団に入る事が難しいと思われた時は、集団に入るタイミングを図り、保護所職員で事前に用意していた部屋割、日課に修正を加え、個別対応、対人配慮の必要性について検討が必要となることもある。

3. 初日の対応

3-1 居室（個室・集団）

保護所によって個室が用意できるところとできないところがある。個室の利点は他児から性の情報刺激を受けたり、他児に被害を語る機会が少なくなる事などで、情報の混濁が起きにくいメリットがある。また、妊娠や外傷を他児に気付かれない、ひとりで静かに過ごせる等の利点もある。しかし、欠点として、1人でいる事により自分の思いの中に入り込み、不安感が増すなどの症状が現れる事があり、下記の配慮が必要である。

最初の夜は保護されてしまった悔いや将来への不安が特に強いので個室ならば見回りの回数を増やし他児と同じ部屋なら寝ついてもしばらくは職員が部屋にいる事が望ましい。できれば幼児と同室だと幼児の世話をために職員が常におり幼児に声をかけながらも子どもに時々声をかける事で正

面からの強い見守り（監視に近い）ではなく横からの柔らかい見守りになる。

3-2 他児との合流

入所時面接後、保護所でのルールを説明し子どもの状態を踏まえたうえで他児と合流する。初日は興味津々の他保護児からのアプローチや子どもの過剰適応、周囲への警戒等色々な状況が想定されるので職員は集団の中での子どもの様子を見守る事を意識する。

3-3 生活スケジュールに合わせた対応

一時保護となる子ども誰もが持っている新しい生活の場での戸惑いとそれに加えて大きな不安を抱えている事を頭に入れる。日課にスムーズに乗れるような声かけ、目配りをする。

4. 入所からの対応

4-1：担当者の対応：一時保護所職員 入所から3～4日目まで 初期の関わり

ア) 日々の担当者の設定

個別の担当者（虐待者の性を避ける）の設定、定期的・定点的な担当者の面会によるサポートは重要である。一時保護職員は交代制勤務のため常にケース担当者がいないので、当日の勤務者の中で担当者を決めるなど各クールに1人、子どもの担当を明示して設定し、児童からのSOSをキャッチしやすいサポート体制を作る。子どもに当日の担当が誰かいちいち伝える必要はなく、職員として自分が目を配る役割を意識する。

「生活の中で困っていることはない？」「日課は覚えた？」と声かけをしながら子どもの状態を定点観察し、日課の中で戸惑っていないかを目を配り、「次は～の時間だよ」と次に何をするのかの代替を伝える。性被害を受けた子どもとして特別視せず自然に普通に関わる。上記職員は、確実な予定管理によって子どもに予想できる生活リズムとしての面接なども設定する。

（これからすることの周知と一時保護所での対応スケジュールの確認）

今後の被害確認面接、婦人科検診等の予定は職員は把握しておくが直接子どもに伝えたり確認し合うのは児童相談所担当職員から伝える。

子どもが不安を訴えたら保護所での日々の生活の不安と今後の方向性への不安なのを整理し日々の生活が安心して送れるように支援する。

初期の過剰適応の疲労や周囲の子どもからの侵害的なアプローチ、何らかの後遺症状（解離性幻覚や解症状、PTSD症状など）、何度も繰り返し起こる不安感（これでよかったのか、これからどうなるのか）等を問題経過の詳しい想起や確認抜きで話し合え、見守れるようにすることが重要である。ただし今後の体制整備の中でトラウマインフォームドケアの体制が組まれれば、また違ってくるかもしれない。

「自分のしたことは正しい、間違っていない」「自分の感じていることは間違っていない」という確認や、一時保護所の生活と自分の状態を定期的にモニターしてくれる人間関係の存在が重要となるが、そのためには子どもの身に起こったことを一定レベル、分からち合って話し合える支援者の設定必要である

イ) 行動観察

睡眠、食欲、同性異性との距離感等に留意し行動観察をする。

性被害を受けた子どもが出す症状があることは頭に入れておく。

心的外傷性の問題や慢性的なストレスの影響は長時間ボーッとして周囲への反応が乏しくなる解離症状や様々な対人的な性的表現行動、PTSD 症状等に現れる。過覚醒による ADHD 様症状や興奮性の高さ、自傷行為、夜間の入眠困難や睡眠障害を引き起こす事も知られている。保護所での生活についてこれらの問題、症状の出現、頻度、兆候等を慎重に観察し記録する。その時の子どもの状態をそのまま記録する事が大切で「～～の PTSD 症状」との表現は必要ない。子どもの行動記録の積み重ねで「PTSD 症状」と判断する。子どもにとって何を援助すれば良いのか重要な観察情報となる。

この点も今後の対応としては子どもへの心理教育、リラクセーション・トレーニング等の支援プログラムの検討、初期からのケアの開始が必要である。

ウ) 被害確認面接

面接実施まで情報の混濁、周囲からの話しかけによる情報汚染を防ぐ必要があるため、子どもが自発的に話をしてこない限り、詳しい被害の話は尋ねないようにする。それでも、子どもが話し出したら、細かな質問は控えて、正確に子どもの話を聴き取る。また被害事実確認面接前に子どもが詳しい被害内容を語り始めたら「これは〇〇さんにとってとても大切な事なのできちんと聞かなければいけない。お話しを聞く担当の人がいるのでその人にお話ししてね」と保護所ではそれ以上詳しくは聞き出さないように留意する（ただし本人が自発的に話したことは正確に記録する）。

4-2 担当者の対応：児童福祉司 入所から3～4日目まで 初期の関わり

調査保護を開始すると同時に、児童福祉司は周辺調査や保護者とのやり取りを開始する。一時保護後に子どもが示す反応として考えられる以下の反応を理解しておくことが重要であり、その上で、現在はどのような状態にあるのかを、常に一時保護所職員との情報交換を行いながら知っておくことが必要である。

子どもの現状を把握したうえで、子ども自身に、保護者とどのようなやりとりを行っているかを適宜伝えていくことも子どもの不安を取り除く重要な作業である。併せて、これからどのようなことをするのかといった見通しを伝えていくことも、性的虐待を告白してしまったことの後悔や、今後の自分自身がどうなっていくのか不安を感じている子どもにとっては、必要な情報だといえる。同様に、現時点では「わからない」ことは「わからない」と伝えることも、子どもには必要な情報である。

ア) 一時保護後の子どもの反応と対応

- ・安心・安全な環境であることを実感する。
- ・詳細な被害事実の語り／新たな被害事実の語り が始まる。
- ・家族に対する思いが語られるとともに、家族を壊してしまった（家族の絆を失った）自身への怒り／後悔／ジレンマ／反省 等の感情が現れる。
- ・一時保護されたことに対する後悔や将来の不安。
- ・しばしば被害事実の告白を撤回する。
- ・幻覚、幻聴、解離、パニック、不眠、自傷等の精神症状が急激に表れることがある。
- ・大人に対する過度の依存／全ての大人に対する不信感
- ・対人距離の近さ、特に男性職員や男児に対する距離の近さがある。
- ・一時保護所内で、再被害（性的な被害）を受けやすい。
- ・他児に自らの被害を話さずにはいられない。

イ) 緊張と過剰適応への配慮と見守り

- ・何事もなかったように振る舞い、適応しようとする。
- ・過剰適応のまま過ごせる子どももいる。
- ・数時間～数日で過剰適応に疲れるとともに、精神症状等が現れる。
- ・夕方～夜間の時間に不安定になる子どもが多い。（被害を受けていた時間に不安が高くなることもある）
- ・個人的な時間をどう過ごすか、周囲の人間への対人反応をどのように維持するか疲れてくる。

4－3 担当者の対応：児童心理司 入所から3～4日目まで 初期の関わり

ア) 担当の告知

- ・入所後出来るだけ早い段階で顔を合わせ、担当児童心理司であることを伝えるとともに、急激な環境変化に伴う不安や戸惑いを受けとめる。
- ・児童心理司が当面どのような関わりをもつか説明する。「これからするリスト」など具体的でわかりやすい媒体を活用し、児童相談所の方針や手続き等を説明し、入所後の不安を出来るだけ軽減するよう努める。
- ・子どもにとって、児童相談所や一時保護所の様々な職員がそれぞれどのような役割を担っているかを初めから理解することは難しい場合がある。児童心理司の役割を説明し、自身でも立場や限界を意識する一方で、子どもの理解や状況に合わせて柔軟な対応を心掛ける。

イ) 心理としての状態チェック

- ・職権による一時保護の開始など、突然の環境変化の直後であり、こまめに子どもの状況を確認し、生活場面で必要な配慮について一時保護所職員と共有する。
- ・調査面接前であることから、性被害に踏み込むやり取りは控え、直接的な面接ではなく一時保護所職員を介した間接的な情報収集など、状況把握の方法については柔軟に検討する。
- ・子どもが強い喪失感、打ち明けたことへの後悔、自己非難感情を抱いていることもあるので、注意深く状況確認するとともに、どのように受けとめるか一時保護所職員と検討する。

ウ) 調査面接前の対応

- ・調査面接前には児童心理司の面接を設定することが難しい場合があるが、その間にも成育歴、発達的課題への支援経過などの周辺情報を収集し整理しておくことが大切である。
- ・併せて、知的能力のアセスメントを検討する。知的能力や発達的課題についての情報は、調査面接を行う上でも有効である。
- ・周辺調査、心理検査等の情報から、発達障害に関する認知の偏りや自己統制の弱さ、適応の難しさなどについての情報が得られた場合は、適宜一時保護所と共有し生活場面の支援に生かすことが重要である。一時保護所生活への適応については、これまでの体験を通し情動調律過程にダメージを負っている場合があるので、予想されること、配慮すべきこと、観察すべきポイントなどについても一時保護所職員と共有するようにする。行動観察上のポイントとしては例として、衝動性／落ち着きのなさ／自傷行為／性的関心の表出や逸脱の兆候／入眠や睡眠の状況／解離性の症状、などが考えられる。
- ・強制的な介入などで支援を開始している場合など、とりわけケースワークを優先せざるを得ない状況に置かれることが多いが、直ちに目の前の対応や支援方針に直接反映できない場合でも、常に児童心理司の視点をもって支援に主体的に関与する姿勢が重要である。

エ) 調査面接後の対応

- ・必要な心理面接を組み、関係づくりやアセスメントを進める。また、急激な生活環境の変化や調査面接など負荷のかかる状況が続いていることから、一時保護生活を支えるべく心理面のケアを行う。
- ・調査面接の結果から、発達段階や発達的課題と照らし合わせ、子どもが被害をどのように受けとめ、対処しようとしているのか見立てて行く。
- ・調査面接で得られた「事実」とは異なる子どもの「内的真実」が語られることもあり、子どもの語りを大切に取り扱うことが重要である。
- ・心理面接や一時保護所の行動観察で得られた情報は、「性被害」という一面性だけで意味づけることを避け、出来るだけ多面的な見方をすること、子どもの混乱した状況や問題行動などについても、レジリエンスという視点も併せもって観察することが重要である。

5. 被害確認面接の実施手順

被害確認面接の実施にあたっては、一時保護後可及的速やかに被害確認面接が行えるように、人的・物理的手配を行う。いつ、誰が、どこで、どのプロトコルで実施するのか、バックスタッフは誰が入るのか、面接終了後の子どもへのサポート等について、チームとして打ち合わせを行った上で実施する。

被害確認面接実施については、児童福祉司から子どもへ伝える。子どもへ伝える言葉についても、事前に、チームで話し合い、確認しておくことが望ましい。

5-1 【児童福祉司】

事前に、子どもへ被害確認面接の実施を伝える。子どもの意向を尋ねたり、同意を求めたりはせず、「明日“何があったのかを聞く”面接をするよ」等、決定事項として伝える。子どもに意向を尋ねることは、援助者の不安を伝え、外傷的な出来事を思い出すことの恐れや恐怖を刺激し、告白の葛藤やジレンマを増幅させる危険性が高い。また、同意を求めるとは、子どもに責任を背負わせることになる。

被害確認面接終了後には、面接の内容に関わらず、「大変だったね、お疲れさま」などと、子どもをねぎらうことが大切である。

5-2 【一時保護所職員】

日々、子どもの生活を直接支援する責任を負う担当スタッフは、子どもへの思い入れや直接面接場面での被害を聞くことによる影響が、考えられることから、被害確認面接のバックスタッフとしての参加は原則避ける。被害確認面接実施後は、子どもの変化を見逃さないようにすることが必要である。変化があった場合や日常生活で気になることがあった場合は、より具体的に記録に残し、担当児童福祉司に報告する。また、新たな被害事実を語り始めた場合も、担当児童福祉司に報告し、ケースの発生と同様に被害確認面接実施の検討を行う。

5-3 [被害確認面接実施前]

- ・面接実施日、時間帯の確認。一時保護所の日課や子どもの生活状況からみて、面接の妨害因子になり得る予定がないかを確認し、必要な場合にはチームメンバーに伝える。（昼寝、おやすみ、外出行事等子どもが参加を楽しみにしている日課）

- ・被害確認面接の実施について、子どもにどのような言葉で伝えられたのか、どのような反応であったのかを確認する。子どもから、面接に対する不安が吐露された場合は、受け止める。また、面接に関する質問があった場合は、「担当者に伝える」と答え、その場で一時保護所職員は回答せず、児童福祉司から説明してもらう。
- ・生活の中で把握した、子どもの現状（会話能力、初対面の大人への反応等）をチームメンバーに伝える。

5-4 被害確認面接実施日当日

- ・事前ミーティング：面接実施を伝えられた以降の、子どもの様子（反応）については、被害確認面接実施前にチームメンバーで共有する。
- ・送り出し、迎え入れ：通常の面接に向かう時と同様に接する。
- ・被害内容の把握：面接で何を語ったか、子どもがどの様な状態だったかについては、子どもの生活空間内で面接の送迎職員から報告は受けない。一時保護所の職員が面接の内容を知っていること、何についての面接だったのか「知ってたんだ」と子どもに気付かせる事も必要ない。面接の結果、概要については子どものいない場で報告を受ける。
- ・児童への支援：面接は子どもに自身の過酷な経験に向き合うことになる。面接の前後は特に子どもの状態が不安定となり、不穏になる可能性は高い。重篤な被害を語った後だけに、生活の場所では、今までと変わらない生活を淡々と送ることができるような配慮が必要である。面接後は、通常の生活が再開出来るように自然な声かけをする。

6. 医学診察

6-1 担当医師の確保

医学診察にあたっては、性被害を医学的に診察できる医師の確保が重要である。残念ながら日本の医学教育課程には、児童虐待被害や性暴力被害の医学診断についての専門教育が未確立であるため、欧米でのトレーニングを受けたか、実際の事例で経験を積んできた医師を確保することが課題である。近年、内閣府の支援により、性暴力被害者救援センターの設置が全国の自治体で展開中であり、これらの動きと連携して医療診察の流れを作ることが期待される。

6-2 医学診察の役割

ア) 証拠の確保と妊娠・性感染症への対応

医学診断の実施については、被害の物証（加害者の精液、唾液、毛髪、中絶時の胎盤の絨毛など）が得られる可能性がある場合には、被害直後であれば速やかにレイプキットの使用と検体の採取を、中絶の場合には胎盤からの検体の採取等を行う必要がある。これらのサンプル採取は刑事事件手続きに関係する可能性からみると、その採取方法、保管方法に条件があるので、地元警察が実際に連携している経験がある医療機関に受診することが重要となる。挿入被害が疑われるときは、併せて緊急避妊の医療処置を検討する。

被害発生から時間が経過していたとしても、被害者の証言と矛盾しない医学所見が得られるのか、矛盾する医学所見となるか確認することは、被害立証上きわめて重要である。

性感染症（STD）への罹患有無を明らかにすることは被害者の健康を守る上で特に重要であり、もし罹患が確認されれば治療が必要となる。どの範囲の検査を行うかは担当医師と相談して決める。

イ) 健康告知の重要性

また、性病・性感染症に感染していないことを確認することを含め、除外診断としての「あなたの身体は完全に正常です」「将来妊娠し、子どもを産むことに何の問題も無いでしょう」といった健康告知は、ボディイメージの回復や精神的なケアとして極めて重要な反応をもたらすことが確認されている。

こうした受診の意図と影響（効果）に理解のある医師（病院・医院）との連携が必須です。さらに、低年齢の子どもの受診においては、婦人科のみならず、小児科への受診を視野に入れた対応・連携が望まれます。

6－3 医学診察の実施手順

ア) 事前告知・予告

子どもへの受診の予告は、前日、若しくは緊急の場合には当日（子どもの状態が安定していて診察に緊急性がない限り、前日が望ましい）に担当児童福祉司から行う。児童福祉司は、子どもの体の健康を守るために、婦人科（小児科）に受診することを、子どもの意思を確認するのではなく、必要な診察としての受診予定を告げる。

イ) 付添い

当日の付添いは、担当児童福祉司が担うことが適当だが、看護師や保健師が配属されている所においては、児童福祉司の代わりに看護師・保健師が付添うこともある。いずれにしても、日常生活のケア、受診後のアフターケアを行う職員との役割分担が必要であり、今後、子どもの治療を担当する予定の児童心理司や生活ケアを担当する一時保護所職員が付添うことは望ましくない。

ウ) 受診時の情報提供

受診時の手順として、事前に診察を行う医師と問題の経過概要と児童相談所の受診目的を説明しておく。被害から時間が経過している場合の、具体的な所見がなくとも、説明されている被害との矛盾が無いかどうかの確認や、ボディイメージの回復といった精神的なケアを期待している場合には、医師との充分な事前協議が必要である。繰り返し、同じ医師に診てもらう体制をとる場合には、事前情報の内容、依頼書式、所見の書式などを話し合って確認しておくことが望ましい。

エ) 受診後のケア

婦人科の診察を受けることで、子どもは自分の被害と向き合うことになる。たとえ主治医から「あなたの身体は完全に正常です」と告げられ、それがケアの一環として重要な効果を収めたとしても、対応の流れとしては受診後、子どもの気持ちを丁寧に聞き取るフォローが必要不可欠である。

オ) 一時保護所職員による支援

子どもが一時保護後、最も不安な気持ちを打ち明けやすいのが、生活場面に身近な一時保護所職員です。児童福祉司から受診の告知を受けた後、子どもが不安を訴えたとき、子どもの気持ちに寄り添って話を聞くことが大切である。その際、子どもを説得したり、過度に励ますことは、望ましくない。「あなたはそう感じているんだね」「そのことは担当児童福祉司にちゃんと伝えておくよ」といった受け止めを行うことに意味がある。子どもが不安を感じ、一時保護所職員に訴えた時に、適宜、訴えを受け止める時間・場所・人員に配慮しておく必要があるため、受診の時期と告知のタイミングについて、事前に担当児童福祉司と打ち合わせをしておくことも重要である。

受診後は、児童福祉司・児童心理司がフォローをすることはもちろんだが、子どもにとって一番身近な大人である一時保護所職員からのフォローも大切である。子どもが不安で誰かに話したくなつた時、周囲の子どもではなく、職員が子どもの気持ちを受け止められるよう、時間・場所・人員を確保しておくことが重要である。

医療診察後のフォローをするには、付添職員から通院時の子どもの状態について報告を受け、生活圏での留意点を職員間で確認しておく。特に、一時保護所内で対応を統一することが、子どもにとって安心を保障することにもつながる。服薬や治療の指示についても、同様である。

妊娠が発覚した際の対応、性感染症の治療（服薬）についても職員間で共有しておく。また、月経（若しくは不順）についても把握しておく。

被害児童の有無にかかわらず、一時保護所職員として、性病・性感染症（HIV 含む）の基本的な対応について、日頃から身に着けておくことが望ましい。

7. 入所から 10 日前後までの留意点 一時保護所職員

7-1 被害の開示

ア) 被害事実を語り始めた時

「今のは初めて話すの？」

被害確認面接で話したことならそのまま聞き取って記録に残す。

初めてのことなら

「これは〇〇さんにとって大切な事なのできちんと聞かなければいけないね。担当の児童相談所の人に報告して、お話をきちんと聞いてもらうようにします」

とそのまま一時保護所の場面で聞くのではなく、被害確認面接を設定する。

イ) 「今、話したい。（目の前にいる）保護課職員と話したい。」と言出した時

「お部屋で聞くね」

ただし、その時間が学習中や掃除、食事、集団活動等の日課中だったら

「～が終わってからね」

と時間と場所を別に設定する。就寝時、消灯後の時間帯に特別な事情の開示があった場合には、原則的に日中の時間に聞き取りの時間・場所を設定し、そのまま夜間に他児と違う特別な時間・場面は設けない。これは「特別な話」というテーマが子どもから提示された際にも、保護所の日韓を「特別に」崩さないことが原則であり、可能な限り、日常的な生活枠を崩さずに話を聞き取る対応をすると考えられるからである。

時間・場面は設けない。これは「特別な話」というテーマが子どもから提示された際にも、保護所の日韓を「特別に」崩さないことが原則であり、可能な限り、日常的な生活枠を崩さずに話を聞き取る対応をすると考えられるからである。

ウ) 生活の中で被害を口走った時

子どもの発言を止めることが難しい場合には、当人のプライバシーが守られるよう、可能なら面接室等に移動して聞き取り、その時の様子、言葉をそのまま記録に残す。

7-2 被害の撤回

「本当は何もなかった」「もう大丈夫」などの撤回が生じた場合、撤回によって何を子どもが得る

のか（家に帰りたい、学校に行きたい、友達に会いたいなど）何を失うのか（安全確保など）をよく検討し、子どもを責めず受け止め、子どもがいつでも再度、助けを求めることができることを伝える。

「〇〇さんのために保護所での生活が必要なのよ」などの対応は適切ではない。「そんなの大きなお世話、私は帰りたい」と子どもの主張を頑なにしてしまうこととなる。誰のための保護ではなく児相が必要と判断した事を伝える。「あなたに必要だから」「あなたを守るための」と子どもが主体であると伝えると「私があんな事を言ったから」と今の不本意な保護所での生活は自分のせいだと思ってしまう。「〇〇さんが～したから」ではなく「児相が決めた事」を強調する。また、告白をしたことを支持し「それを言ったあなたは間違ひじゃないよ」と正しいことをしたことを伝えづける。

7-3. 無断外出への対応

無断外出があった場合には、子どもの安全確保のための初動探索と児童相談所としての迅速な連絡・報告体制の確保、保護者への報告と謝罪、警察への保護願の届け出等、基本的な対応は当然ながら、家庭内性暴力被害にあった子ども特有の一時保護所内でのストレスの高さ、分離保護されたことと将来に対する不安の高さ、などが、どの程度関係しているか、事後であってもよく吟味することが重要である。

子どもが保護されて、再び一時保護所に戻ってきた場合には、担当児童福祉司や児童心理司とも協議して、集団の状況も踏まえ、ゆっくりと当人の気持を聴きながら安全に生活場面へ復帰できるようにサポートする必要がある。

一時保護所内で隠れた被害があったかもしれません、あるいは無断外出についての誘いかけがあったかもしれません、子どもの復帰する生活の場の安全性については慎重に検討することが必要となる。

7-4. 性加害傾向児童からの被害の阻止と男女別の支援

性加害傾向児は被害児への「探し」行動として、「通せんぼをしてジリジリとにじり寄る」「すれ違いざまに胸や尻を触る」などのことをする。

それに対する被害児特有の反応は「無反応で騒がない」「誰にも言いつかない」「何もなかったかのように無視する」など無反応で騒ないことから、そうした行為を受け入れているように見えてしまうことがある。加害傾向児は多くの保護児童の中からそうした反応を通して無力化されている被害児を嗅ぎわける事が多い。普段から性被害児に対しては定期的に「何か嫌なことは無い?」「心配なことがありますか?」と声をかけ、こうした経験をチェックしておくことが重要である。

加害児童に対しては「やめなさい」と言い、「嫌がっているから」との理由はいらない。嫌がつていなければやって良いのではなく相手が YES でも NO でもやってはいけない事を伝える。

「何故こんな事をしたの?」というやりとりもその場ではせず、まずその行動をやめさせる。

被害児童に対しては「△△先生のところに行こうね」と責めずにそっとその場から離す。「嫌な時は嫌だって言いなさい」だと「黙っていれば受け入れた事になるよ」の意味になる。性虐の被害は黙っていた、受け入れていた、あなたに原因がある。とのメッセージになってしまふ。児童福祉

【入所初期の性暴力被害児への声かけ】 (性加害傾向児からの安全確保を含む)

- ・何かイヤなことがありますか
- ・心配なことがありますか
- ・今、安全ですか？ 大丈夫ですか？
- ・眠れないとか体調が悪いとかあったら言ってね (PTSD や解離性幻覚の経験にも 注意)
- ・何か聞きたいこと、話したいことがあったら呼んでね
- ・他の子どもとのこと、大人とのことで心配やイヤなことありませんか

司からの指導等においても、「イヤな時はイヤと言いなさい」といった指導は実際に被害にあいそうになった場面の指導としては控えるべきである。要点は拒否しなかった子どもを注意するのではなく性加害傾向児の「探り」行動自体を止めさせることにある。

交替性勤務の定点観察者が、子どもに定期的に「誰かイヤな子はいない?」「何か嫌な事をされたり言われたりしていない?」と尋ねる。何か「気になること」があったらすぐに知らせるようにさりげなく子どもに声をかけておくことと、忘れず定点観測的に声をかけ続けることが重要である。

7-5 問題行動への理解と対応

子どもの問題行動は他児や周囲を巻き込む形で現れることが多く、被害児が加害児になったり、集団生活の中で伝播しやすいことから、見過ごして放置することのないよう注意が必要である。行動化が見られた場合は直ちに制止を図るが、対応はその場で始まりその場で終わるのではなく、日常的に適切な対人距離のとり方や振舞い方について「一時保護所のルール」として般化させておき、場面や職員によって対応がばらつきが出ることを避けることが重要である。

感情が高ぶり興奮状態に陥ったり、行動がエスカレートして納まらず安全が守りきれないと判断される場合は、一旦「やめなさい」と行動を制止し、冷静に場所を変えてクールダウンを図ることを最優先にする。日頃からどこに別室が確保できるか、制止を行う判断基準やそのときの職員間の連携の仕方などをイメージしておくことが大切である。

逆に解離の防衛機制が発動され、覚醒水準が下がったり、目の前の現実の生活に向き合うことに困難が生じたりする場合には、無理に集団生活への適応を強要せず、児童心理司や必要があれば精神科医師を交えた担当者チームで対応を検討することが望まれる。

いずれにしても、「問題行動」とされる様々な行動化に対しては、発生=悪、消失=善、といった一面的な見方に終始することのないよう、行動化によって何が表現されたのかを十分に吟味するとともに、子どもの様々な表出をより適応的な方法へと導いて行くことが求められる。

ア) 誤学習による行動の修正

性暴力被害を受けた子どもは性的問題行動、POTD、解離症状、対人トラブル、自傷行為、気分変調パニック等保護所内で様々な問題行動が表出する。特に性的問題行動は長期のネグレクトの結果、性加害者との関係性だけが対人関係の持ち方の主なモデルになってきた生活史を持つ子どもでは、対人関係・問題解決の一般的な学習経験不足と過度に性的な親密性に偏ったコミュニケーションの持ち方が認められる。これをトラウマ性の性化行動と混同してはならない。生活経験上の誤学習は、より適切なモデル呈示により修正可能であり、その結果、過度に性的な表現が目立つために嫌悪感を持たれたり、好奇の目にさらされる子どもの行動は減少させられることがしばしば認められる。

援助者は常に適切な物理的距離の取り方（腕1本分の距離）を示し、過度に性的な親密表現がみられたら、「何をしたいの?」「何かお話があるの?」と尋ね、子どもに何か理由があった場合には、より自然で性的表現を伴わないコミュニケーションの持ち方による解決方法を具体的に示して見せること、一緒に同行して問題解決させることが効果的である。

単なるちょっとした身体接触による親密性のインパクトを求めているだけの時には、ハイタッチ(high-five) やグータッチ(bump) を使うことも促してみる（ハグは当然不適切）。

イ) トラウマ性の問題行動（ポスト・トラウマティック・プレイを含む行動）

誤学習による対人表現とは別に、トラウマ体験に由来する解離を伴う問題行動がある。しばしば

直接的な性的表現行動をとることがあり、例えばすれ違いざまに男児の股間をつかんだり、後ろから抱きついたり、下着を脱いで見せる、暗がりに誰かを連れて行ってキスをするなどの行動で、多くの場合、当人は日常の意識状態から解離した状態でそうした行為を繰り返しており、直後にもその際の意識や記憶が無い事が多い。こうした場面に遭遇した場合には直ちに「〇〇ちゃん、ストップ」と毅然とした態度で制止したり、「〇〇ちゃん、何してるの?」と声をかけると、本人の意識がしばしばもうろうとしており、「え?何?」と言って動搖を示したり、はっと我に返ることがある。

こうした行動を制止する際に強く激し過ぎる口調で注意したりすると、パニックに陥ることがしばしば認められる。解離反応の原点には通常強いストレス状態があり、直接そのストレス状態で緊張している部分にインパクトを与えてしまうと、激しい怒りやおびえによる攻撃的な防衛反応を引き出してしまうことになる。

解離が疑われる場合には隔離的に安全な場所に移動させて、しばらく様子をみることが必要である。また激しいアタックを受けるような場合にはよほどの身体的優位・安全の確保が無い限り、逃げながら、助けを求めることが必要である。

諸外国ではこうした身体的興奮状態に対しての安全・確実な制圧術は処遇職員の基本技術となつており、日本の対応は遅れている。

ウ) 家族への思いの語り

家族への思いを語り始めた時は「ふ~ん、なんだ」「そんな事があったんだ」と子どもの言葉を受けとめる。それが加害親の事であっても性被害ではない事を語っている時は親である部分を大事にしたい、語りたい事を受け入れる。非加害親や兄弟のことを「私の事をどう思っているのかな?」「これからどうなるのかな?」と語り出したら「みんながどう思っているのかとか、これからどうなってしまうのかが本当に心配なのね」と気持ちをしっかりと受け止めたうえで、「家族と話をしながら、これからのこと検討している担当の先生にも、あなたがどれほど心配して、不安に感じているかを伝えるね。聞きたいことは担当の先生に聞いてよく話し合っていくことが大切だよ」と伝える。

エ) 黙っていられなくなる時

黙っていられなくて話しあり始めてしまう時は解離が始まっている可能性もある。「大丈夫?」と声を掛けると泣きだしてしまう児も多い。「話を聞くからね。時間をつくるからね」と日時を設定する。性非行の女児と同室になり触発されると自身の性暴力被害を他児に話しあり始める。また性虐児同士で打ち明け始める。解離的な状態で他児の類似経験の話をしてしまうと、やがて自分の体験の話なのか、他人の経験の話なのか自分でも解らなくなり、経験記憶が混濁してしまう。

こうした状態は本人からは職員に話してこないので観察によるか、周囲の女児からの情報で判るので職員はアンテナを張る。「〇〇さんが児相に来た理由、今まであった事は子ども同士では喋らないでね。お互いに話してもいい解決にはならないんだよ。〇〇さんがこれからのことを考えるためにには職員と話をしなくてはいけないんだよ」などと話しかけ、出来るだけ早く、被害確認面接のタイミングをとり、心理面からの個別ケアも開始することが必要である。また、就寝時等の状況がトリガーとなって不穏になり、眠れなくなる子どもの場合には、トラウマとその影響についての心理教育を行い、リラクセーション等を行うことが有効である。一時保護所のケアシステムが未整備な段階では、児童相談所の心理司や担当者に要請してそうした援助を行うことも必要である。

才) 行動観察記録

日々の記録には子どもの話した言葉を書き職員の主觀はいれない。「家であったことや父親に対する怒りを職員に話した。」ではなく職員が「怒り」と感じたエピソードをそのまま書く。「あのくそじじい」「殺したい」等の言葉や「うつむいたり」「黙りこんだり」等の行動を書きとめる。

力) 健康管理

基本的生活習慣、食事、睡眠、健康状態、生理、精神状態等の身体の状態を細かく観察し十分な食事、睡眠がとれるように配慮する。人間関係、生活の不安からくるものなら食事席、部屋割を検討したり担当心理司、福祉司、保護課職員との面接を設定する。安心して生活が送れるように心を配る。

【心身の状態への恒常的なケア項目】

- ・眠れているか
 - ・食べているか
 - ・どこかに痛みや苦痛、吐き気などはないか
 - ・リラックスできる場所や時間があるか
 - ・安心できる人間関係は確保・提供されているか
 - ・継続的なケア・パーソンは確保されているか
 - ・いつでも相談できる専門家の確保
- } 長期ケアの課題

8. 入所から 10 日前後の関わりの留意点 児童相談所職員の関わり

8-1 この時期に行う調査・アセスメント

この時期に行う調査・アセスメントの留意点は以下の通りである。

児童福祉司による調査（項目）

<保護者に関する調査>

- 態度（非加害保護者・加害保護者）
- 生育歴
- 保護者（非加害保護者・加害保護者）の考える今後の意向
- 非加害保護者が支援者になるかどうかの見極め／加害保護者の排除が可能かどうか
- 親族調査

どんな親族がいるか

親族は今回の事案を知っているか

可能であれば、親族との面接を実施

- 所属調査（保育園・幼稚園・学校等）
- 保護者の調査（就労の有無・職種・通院の有無等々）
- 警察・検察の関与の可能性

児童心理司による調査・査定

- 認知・発達の状態と特徴
- 情緒的成熟 人格的特徴 愛着・重要人物との関係性
- 被害認識とトラウマ性のダメージ、問題・症状の評価

- 当面の社会適応能力 対人関係能力
- 当面の必要な支援 中長期の支援ニーズ

児童精神科医師による診察

- トラウマ性の問題・症状の評価
- 解離症状の有無・当面の対処
- 投薬を含む医療管理の必要性の有無

8-2 加害者排除の原則と非加害保護者へのアプローチ

児童福祉司の調査で最も重要なことは、加害者がどのように排除され、子どもと分離することができるか、またその環境をどのように保障することができるかである。そのためには、支援者の確保や、環境調整が必要となる。子どもが被害から立ち直るために最も重要なことは、非加害保護者がいかに子どもの支援者になりえるか、ということである。そのためには、児童相談所による非加害保護者自身への支援と、非加害保護者が自分が受けるショックやダメージ・混乱をくぐり抜けて、被害にあった子どもの支援者になれるかどうかの見極めが重要となる。残念ながらこれまでの研究報告ではパートナーから女児への家庭内性暴力被害事例のおよそ6割の非加害保護者が加害者を排除しない。加害者排除の原則からみると、これらの非加害保護者は原則的に子どもの安全の保障人とはなり得ない。

ただし、多くの子どもはそれでも非加害保護者との絆がわずかでも回復することを望む。従って児童相談所は、こうした非加害保護者の見極めを行って、限定的な条件下での子どもと非加害保護者との再接触を検討せざるを得ない。子どもの被害事実を全面的に信じ切れず、あるいは様々な理由で加害者排除に至っていない非加害保護者との一時保護中の子どもの再接触については、以下の基本要件を参考に、面会の可否を検討する。

<加害者排除に至っていない非加害保護者と子どもの面会の最低要件>

面会設定の基本要件：非加害保護者側

- ・面会することが子どもの回復や支援に役立つ、子どもの利益や福祉に叶うと考えられる
- ・非加害保護者が事態をある程度冷静に考えられる
- ・子どもの利害・安全と、非加害保護者の利害は別であることの認識が非加害保護者に持てている
- ・自分の感情を一時的に留保して、子どもの立場から事態を考えられる
- ・子どもの被害については自分に責任があり、つらい思いをさせたこと、助けられなかったことについて謝罪する気持ちがある
- ・子どもが告白したことを探ったり責めたりせず、面会時にはその事実関係を話題にしない

面会設定の基本要件：子ども側

- ・非加害保護者が未だに加害者排除をしていない事態を理解している
- ・非加害保護者に過剰な依存期待や激しい怒りの感情を示さないで冷静に対処できる準備がある
- ・上記要件を知ったうえで、児童相談所の管理下で非加害保護者と面会することに同意している

なお、一時保護後、初めての面会の場はもちろん、その後も加害者排除のない非加害保護者との接触においては常時、児童相談所職員が面会に立ち会い、非加害保護者が部分的にしろ、支援者としての役割を担うことができるのか見極めを続けなければならない。また子どもの安全に危険性を感じられる場合には直ちに面会を中止させる必要がある。子どもも非加害保護者もこの危険性を認識し、児童相談所の面会場面での管理・判断に従うことであらかじめ認識できていなければならぬ

い。

9. 観察会議の開催とアセスメント～準備から実施まで～

9-1 行動観察

ア) 基本的生活習慣

性暴力被害で一時保護する児童の中には単純に性暴力を受けているだけではなくDV問題、ネグレクト、身体虐待等が併存している場合が多い。生活習慣や日常生活における問題解決能力を把握することで児童のこれまでの生活経験、生活環境の様々な状況を評価するための情報が得られる。

イ) 行動傾向

対人関係、社会性等の行動傾向を把握することで子どもが経験してきた親子や親族間の関係性、愛着形成や依存的信頼関係の確立程度について具体的な状態像を把握する。具体的な問題・症状の識別・評価を通じて、子どもが受けた性暴力被害やその他の不適切養育の深刻性を評価し、その支援方針を検討する。どんなにささいな言動・行動でも支援への大きなヒントとなる事があるので気付いた事は出来るだけ記録化して蓄積する。

9-2 行動観察からの指導方針の検討

生活を送る中での問題行動や指導を要する課題が認められた時は保護所職員で関わり方を検討し対応する。一時保護所の生活で改善したこと、効果がなかったことを特定する。「…に対しこう関わったらこうなった」との具体的な事例を積み重ね、支援に繋げる。同時に問題行動については日常生活指導に於いてどう扱うかと共に、トラウマ性の症状や解離がうかがわれるかどうかも重要である。この点については、保護所職員だけでなく、子どもの担当である児童福祉司・児童心理司、精神科医等のチームで子どもの行動像を評価し、適切な対応を検討する必要がある。性暴力被害の影響についてはまず、心理教育によって、何らかのストレス対処、トラウマ反応へ対応ができるよう促す支援が必要である。こうした課題について、当面は事例を積み重ね、効果的な支援につなげるという取り組みになるとみられるが、併せてトラウマ・アセスメント、インフォームドトラウマケア等の導入検討も必要になる。

10. 援助方針会議

10-1 調査保護の結果としての援助方針の検討

調査保護期間に行った調査及び観察会議で検討された各職種によるアセスメントを受けて、児童相談所は調査保護の判断としての援助方針を立てる。在宅支援とするか、施設入所・里親委託等の公的保護の措置をとるか、調査保護期間内だけでの調整が難しいため、継続して一時保護（通常の一時保護）を続けるか、について判断する。

在宅支援か、公的保護かの検討を行うにあたっての、要点は ①加害者排除の原則 ②子どもの安全確保・再被害の阻止 ③支援者の確保 の 3つがあげられる。在宅支援を行うにためにはこの3つの要点が満たされることが前提となり、1つでも満たされない場合は、公的保護の措置によってこれらの要件が守れる環境を提供することを検討する。

調査保護として設定した期間内に、支援方針を決定し、身柄を移すことができない場合は、引き続き調整を要する間、通常の一時保護に切り替える判断を行う。

ア) 加害者排除の原則

性的虐待・家庭内性暴力については

- ・子どもへの養育努力に属さない、子どもを搾取する性犯罪につながる動機が加害者にある。
- ・加害—被害の関係性の複雑さ
- ・加害—被害関係の進行・再発性の強さ
- ・これまででも加害者の元に家庭復帰させた事例では極めて高い頻度での再発がみられているなどのことから、加害者を含む家族への家庭復帰、再統合、家族関係の修復は通常考えられず、加害者と分離された生活環境が準備される必要があります。

両親が離婚するかどうかについてまで、児童相談所は介入しないが、結果的には、非加害保護者もしくは主たる養育者となる者が、加害者を排除できる環境を準備することが家庭復帰・在宅支援開始の原則となる。

イ) 子どもの安全の確保

被害にあった子どもの再被害・多重被害を受けやすい特徴を支援者がよく理解した上で、子どもの安全を担保する環境づくりが大切となる。

子どもはいつでも自身の不安、葛藤、恐怖を表明でき、それを適切に受け止められる人間関係が保障されており、いつでも必要な援助を得られる環境で、子どもの身に何らかの安全上の問題や危険が生じた場合には直ぐに介入的な援助を含む公的なサービスが開始され、その指示に従って関係者が対応できる体制が準備されていることが望ましい。

ウ) 支援者の確保

複数人の支援者による、子どもの安全の見守りができる環境が必要である。親族や学校・幼稚園・保育園など、子どもがSOSを出しやすい生活圏にいる大人や、心理的距離が近い大人が支援者になることが望ましいといえる。

子どもの生活環境内に加害者の行為を過小評価、あるいは否定している人物がいない、加害者の不在～存在を常時強く思い出させる刺激等が排除されているか、コントロールされている、子どもの被害について懐疑的であったり、被害を過小評価する、あるいは加害者を擁護したり子どもの被害告白を否定的に捉えている人物が生活圏に関与していない、また、そうした人物が子どもに接近することをコントロールできる環境の調整が可能である場合、子どもの生活環境は子どもに保護的であると評価できる。

児童相談所の課題としては、加害者との確実な物理的分離は最低限の前提条件に過ぎない。被害にあった子どもの身に起こる様々な問題・症状について、子ども自身がそれを理解し、対処できるように支援することが必要である。特にトラウマ問題、フラッシュバック問題が起こる可能性がある場合には、心理教育をはじめとするトラウマ・インフォームドケアの考え方に基づく対応システムの構築が課題となる。

11 援助方針の告知

11-1 児童相談所職員からの告知

援助方針が確定したら、担当者チームで援助方針の告知について協議を行う。主な協議事項は、参加者や役割分担など「告知場面の構造」化と、何をどのような言葉で伝えるかなど、「告知の内容」である。

ア) 告知場面の構造化について

複数の担当者が同席して告知面接を共有することのメリット（同じ場で同じ説明を聴くことで告知後のフォローをスムーズにする等）を考慮する。

併せて、児童福祉司が説明し、児童心理司が子どもの状況をモニターしながらフォローする、などの役割分担についても検討する。

ただし、一時保護所担当者については、生活場面からの送り出しと告知後の生活場面でのフォローを担当することを念頭に置き、一般的には告知場面には直接参加しないことが望ましい。

イ) 告知の内容

告知する内容としては、次のようなものが考えられる。

一時保護の見通し

一時保護解除後の生活の場・生活の形態等について

家族・親族等との今後の関わりについて

児童相談所の今後の支援体制について

その他必要と思われること

ウ) 告知に際して配慮すべきこと

子どもの発達段階や理解能力を勘案し、わかりやすい言葉で伝えることを心がける。

可能な範囲で正確な情報を伝える。精神的にダメージを負っていることに配慮をする必要はあるが、非現実的な期待を抱かせてしまうような不正確な情報を伝えることは慎む。

虐待環境下から一時保護後も引き続き自身の無力感を覚えている場合があり、長期的展望が不確定な場合でも、今何に取り組むべきなのか、何に取り組むことが出来るのかを具体的に伝えることが重要である。

11-2 告知後の子どもへのフォロー

引き続き一時保護所の集団生活への適応をサポートしつつ、一時保護所退所後の生活環境への移行を徐々に具体的にイメージしながら支援する。

子どもは告知を受けたその場だけではなく、時間を置いて様々な反応を見せることがあるので、告知後の状況については丁寧に観察する。

援助方針の告知をきっかけに、改めて不安、悲しみ、怒りなど様々な感情が表出されることがある。また、告知された内容を理解しきれていなかつたり、否認したりすることもある。状況については担当者チームで共有し、必要な対応を検討する。

12. 施設入所にむけての支援

12-1 施設への情報提供と協議事項

集団生活への適応の仕方、個別的配慮が必要な点、一時保護中の変化（および変化しない点）などの情報を提供し、施設入所後に引き続きケアの基盤としての生活環境が設定されるよう協議する。

施設入所により、一時保護所に比べて安定した集団生活に移行する一方で、学童児であれば登校が始まり、新たな環境適応のため努力が必要となる。こうした環境の変化により状態像が変化し得ることを十分に念頭において支援計画を考える。特に長期の一時保護から施設生活に移行する場合

には、日課や生活課題への適応に一定のウォーミングアップが必要であり、そうした見通しも話し合うこと。

トラウマによるとみられる PTSD 症状や解離反応など、子どもが経験してきた過酷な被害経験の後遺症として何らかの問題・症状が表出されることは、回復のための第一歩であり、決して悪いことではないという観点を共有するとともに、一時保護中にみられた症状表出の様子や具体的な対応例を含めて施設に説明し、対応を協議する。

一時保護中の生活の中で見られた性的行動や、集団生活の中で更なる被害・加害を防ぐために行った行動制限などの対応について、その時の児童の言動、それに対する職員の行動を記録に残し、施設入所後更なる性被害や、性的行動によるトラブルを防ぐ支援のために情報提供する。

12-2 子どもへの説明と動機づけ

入所先施設の見学、施設職員の面会等を設定し、新しい生活のイメージを持ち、できるだけ不安を取り除くことが出来るよう働きかけを行う。施設職員との面会を通して、「待っているよ」のメッセージを伝えてもらうことは、子どもの不安を低減させることに有効である。

具体的に生活が始まっていない段階なので、先行きが確定的ではない段階だが、見通しの無さが不安を増す要因となることもあるため、施設入所後まず何を目指すのか、目の前の目標を共有し動機付けを行う。

多くの場合、子どもが1回で理解したり気持ちの整理をつけたりすることは困難なので、子どもの反応を見ながら必要な説明を繰り返すとともに、戸惑いや不安を含め気持ちを表明できる場を確保しておく。

12-3 児童相談所職員 児童心理司の支援

施設入所への動機づけに際しては、子どもが性被害を告白したことへの後悔や、家族がバラバラになったのは、自分が告白したせいだという自責の念などを抱えている場合があるため、十分に子どもを肯定し支持することに努める。

言葉掛けの例

「あなたは悪くないよ」

「勇気を出して話してくれて本当によかった」

「家庭を壊したのはあなたではなく、加害者だよ」

「性暴力の責任は加害者にあるよ」

家族との関係だけでなく、突然に断ち切られた友人やこれまでの地域社会との関係などへの思いが整理できず、気持ちが前に向かない状況も生じやすい。思いを否定することなく十分に寄り添いつつも、新たな生活に向けて後押しすることが重要である。

施設入所の告知が新たな見捨てられ感につながる場合もあるので、これまで同様できるだけコンスタントに面接の機会等を確保する。

12-4 一時保護所職員の支援

新しい環境に対する不安への寄り添い、受けとめを行う。施設入所日に向けて緊張が高じて、情緒的に不安定さが増すこともあるので、行動化やそれに伴うトラブルを出来るだけ防ぐよう十分な配慮が求められる。また、こうした状況については、児童相談所職員とも適宜共有し、担当者チームで必要な対処を検討する。

施設入所日に向けては、本人が一歩を踏み出す決心がつけられるよう、担当者だけでなく一時保護所職員全体での後押し、雰囲気づくりが重要である。

12-5 入所当日の対応

施設入所にあたっては、担当児童福祉司に加え、担当児童心理司や一時保護所職員の付き添いも検討されることが望ましい。

- ・施設入所に際して、児童相談所や一時保護所の担当職員と、新たな施設の職員が良好な関係で結ばれていることを実際に見て感じることは、子どもの不安の軽減に大きく役立つ。単なる身柄の移送や受け渡しにならないよう、その効果を十分に念頭に置いておくことが重要である。

12-6 施設職員とのコミュニケーション

施設入所後は、子どもが適応するまで時間がかかったり一時保護中とは全く違う側面を見せることがあるが、施設職員を加えた新たな担当者チームとして、状況を適宜共有した上で施設生活をサポートして行くよう配慮が必要である。

児童相談所職員だけでなく、生活場面に携わってきた一時保護所職員も施設職員と直接コミュニケーションをはかることができるようにしておくことが重要である。

施設入所後も、児童相談所や一時保護所職員と施設職員との良好な関係性が継続されることは、子どもの安心感を醸成し維持することにつながる。入所後も引き続き必要なコミュニケーションをはかって行くことが望まれる。

13. 家庭引き取りに向けての支援

13-1 再被害の阻止

子どもが二度と被害に遭わないための「仕組み（＝形）」がしっかりとできておれば、子どもは家に帰ることができる。その具体的な「仕組み」が24時間365日確実に作動する担保が確認できなければ、子どもを家に帰すことは危険である。加害者の「反省しました。もう絶対にしないと誓約する。」などの言質だけで安全が保障されたことにはもちろんならない。また、「どんなことがあっても家族は一緒に暮らす方がいい」という考えは、子どもに起きたできごとを軽く見過ぎている。子どもの安全を守るために確実な「仕組み」ができるのに時間がかかるなら、その間は施設入所等により、子どもは家庭から分離・保護されなければならない。

子どもの安全を守る「仕組み」は家族全体で検討するよう促すことが大事である。守るべきルール等を援助者から一方的に押し付けてしまわないよう、注意が必要である。

性的虐待・家庭内性暴力被害の事例では、設定された「仕組み」が破たんして、被害が再発するようなことはあってはならない。残念ながら在宅で再被害が防げないとか、再発の危険性が確認されたりした場合には、再度、一時保護から支援を建て直すことが想定される。しかし、被害児から見れば、再度の被害は以前の被害時以上に訴えにくい。自分の安全が守られなかつた失望感や不信感、無力感から被害を訴えられなかつたり、一時保護への抵抗が強くなっている場合が多い。それゆえ、性的虐待・家庭内性暴力被害の事例では、当初から、再発防止の確実な「仕組み」づくりが前提条件として強く求められる。

13-2 非加害保護者への支援

被害児の回復には、非加害保護者の協力が極めて重要な役割を果たす。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じて加害者を排除し、「子どもはこれまでずっと私にSOSを出せずにいて、さぞかし辛い思いをしていたのだろう」と、子どもが置かれていた立場を理解し、子どもに「あなたの被害に気づけず、助けてあげられなくてゴメンね」と声をかけることができる場合には、非加害保護